

# 重要なお知らせ

令和 元年 9月 9日  
奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

平成31年(2019年)3月31日までにサービス管理責任者等(サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者)の従事要件を満たしている方へ、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2022年度)までの更新研修の計画をご案内いたします。

令和元年度より、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系が見直され、これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修と段階的に分けた研修となります。さらに、現任者を対象とした更新研修を創設します。

※研修制度の見直しについては、下記より厚生労働省資料をご確認ください。

＜参考：厚生労働省資料＞

- ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて
- ・サービス管理責任者研修事業の実施について
- ・告示(サービス管理責任者)
- ・告示(児童発達支援管理責任者)
- ・Q&A

県長寿・福祉人材確保対策課のホームページ <http://www.pref.nara.jp/49707.htm> に添付

### ◆更新研修の受講計画について

平成31年(2019年)3月31日までにサービス管理責任者等研修と相談支援従事者初任者研修(講義部分)(以下「サビ管等研修」という。)を受講された方が、サービス管理責任者等として従事するためには、令和5年度末までに、更新研修を受講しなければ、サービス管理責任者等として引き続き業務に従事することができなくなります。

更新研修の受講を希望される全ての方が期間内に受講していただけるよう、下表のとおり、過去のサビ管等研修の受講年度に応じて受講していただくこととしております。各事業所におかれましては、計画的な受講にご協力いただきますようお願いいたします。

＜受講計画＞

※分野ごとに複数回のサビ管等研修を受講している場合は初回の受講年度が対象です。

例：H20年度 介護分野、H25年度 児童分野を受講 → 令和元年度受講対象

更新研修実施年度	受講対象者
令和元年度	平成18年度～平成22年度までのサビ管等研修修了者
令和2年度	平成23年度～平成25年度までのサビ管等研修修了者
令和3年度	平成26・27年度のサビ管等研修修了者
令和4年度	平成28・29年度のサビ管等研修修了者
令和5年度	平成30年度のサビ管等研修修了者及び令和4年度までに更新研修の受講申込をしたが受講できなかった方

※実施年度の定員超過により、やむを得ず翌年度以降(令和5年度まで)に受講をお願いする場合があります。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

◆令和元年度更新研修の予定

日 程：令和2年1月～2月頃実施予定

講義時間：6時間(1日)

定 員：300名程度(各回100名程度)

※申し込みいただいた方を3班(3回)に分けて研修を実施します。

申し込み：申し込み方法(募集要項等)については、令和元年11月頃に県(長寿・福祉人材確保対策課)のホームページ等でご案内する予定です。

◆過去のサビ管研修受講年度のご確認について

受講年度のご確認については、まず、ご自身のサビ管研修の受講履歴(修了証書等の確認)を所属する事業所にご確認ください。その上で、ご不明な場合は、事業所ごとでまとめていただき、FAXでお問合せください。結果は県から事業所へご回答いたします。

お問合せの様式は別紙のとおりです。県長寿・福祉人材確保対策課へ、必ずFAX(FAX 0742-26-1015)で送付をお願いします。送付文は添付なしをお願いします。

令和5年度までに更新研修を受講できない場合は、サービス管理責任者等として従事できなくなる可能性がありますので、必ず更新研修を受講ください。

**2回目以降の更新研修**

◆更新研修の受講について

初回に更新研修を修了した翌年度から起算して、5年度ごとに1回受講しなければなりません。

【令和元年度受講の場合】

R1		R2	R3	R4	R5	R6	以降5年度
更新研修受講	➔	この5年度間に2回目の更新研修を受講					に1回受講

◆更新研修の受講要件について

平成31年3月末日までにサービス管理責任者等としての従事要件を満たしている方は、初回の更新研修を受講するときに、実務経験は必要ありません。ただし、2回目以降の更新研修受講には、更新研修修了日以降の5年間に2年以上の実務経験、又は現にサービス管理責任者等の業務に従事していることが必要です。

## 更新研修受講に関する主なQ&Aについて

Q：過去のサビ管研修の受講年度(修了年度)がわからないのですが。

A：まず、ご自身のサビ管研修の受講履歴(修了証書等の確認)は、所属する事業所にご確認ください。その上で、ご不明な場合は、事業所ごとでまとめていただき、必ずFAX(0742-26-1015)でお問合せください。

Q：平成20年度に児童分野(児発管)のサビ管研修を受講し、平成25年度に介護分野、平成28年度に就労分野(児発管)を受講し、現在サビ管として従事していますが、その場合は、令和元年度の更新研修を受講すればよろしいでしょうか。

A：お見込のとおりです。(初回のサビ管研修(児童分野を含む)を基準としてください)

Q：平成25年度に初回のサビ管研修を受講しており、(本来、令和2年度の受講対象ですが)令和元年度に前倒しして受講することは可能でしょうか。

A：受講を希望する全ての方が期間内に受講していただけるよう、計画的に更新研修を実施しています。そのため、令和元年度の受講は「平成18年度～平成22年度」にサビ管等研修を修了した方を最優先とします。ただし、定員に対して空きがある場合のみ、受講できる可能性があります。その場合も、

① 初回のサビ管研修受講年度の早い方(平成23年度の修了者)

② ①かつ、現にサービス管理責任者等として従事している方

を優先して受講していただきます。(上記①及び②に該当する方でも、空き人数により受講できない場合もあります。ご了承のほどお願い申し上げます。)

Q：平成19年度に初回のサビ管研修を受けたので令和元年度の受講対象ですが、都合により受講できないため、令和2年度に受講することは可能でしょうか。

A：申し込みは可能ですが、「優先順位」により受講できない可能性があります。そのため対象受講年度に受講されることをおすすめします。

【令和2年度の更新研修の受講優先対象者】

①令和元年度の受講対象者(平成18年度～平成22年度のサビ管研修修了者)であり、受講申込をしたが「定員超過等」により受講不可であった方

②平成23年度～平成25年度のサビ管研修修了者の方

③その他の方(受講申込後に「自己都合等」によりキャンセルした方も含む)

Q：奈良県で平成20年度にサビ管研修を受けたのですが、現在、他府県の事業所で勤務しています。その場合、奈良県で受講することは可能でしょうか。

A：申し込みは可能ですが、奈良県内の事業所でサービス管理責任者等に従事されている方の受講を優先するため、受講できない可能性が高いです。

Q：平成31年3月31日までにサービス管理責任者等研修は修了したが、令和元年度に相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了した場合は、今後更新研修を受けることができるのでしょうか。

A：令和元年度以降に当該研修を修了した場合は、まず、令和3年度から実施する予定の実践研修を受講し、実践研修修了後、5年間ごとに更新研修を受講する必要があります。